

持続化給付金について

令和5年11月11日

経済産業省 中小企業庁 総務課 訟務・債権管理室

1. 持続化給付金の概要

- 新型コロナの影響で苦しむ事業者の事業継続を支えるため、売上が前年同月比で50%以上減少した事業者に対して、**使途に制限のない現金を迅速に給付**するという**臨時異例の支援策**。
- 令和2年5月に申請受付を開始し、441万者からの申請を受付。**424万者**に**5.5兆円**を支給。
- 公募手続を経て、サービスデザイン推進協議会とデロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社の2つの事務局に給付事業を委託。

制度概要

<対象事業者>

- 1ヶ月の売上が前年同月比で50%以上減少した中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランス個人事業者、その他各種法人等

<対象月>

- 令和2年1月～12月

<給付上限額>

- 法人200万円、個人100万円

申請方法

- 迅速かつ感染拡大を考慮して安全に給付を行うため、電子申請を採用
- 必要書類を厳選して、手続を簡素化
- 電子申請を行うことが困難な方のために、申請サポート会場等を全国に設置
- コールセンターによる問い合わせ窓口を設置

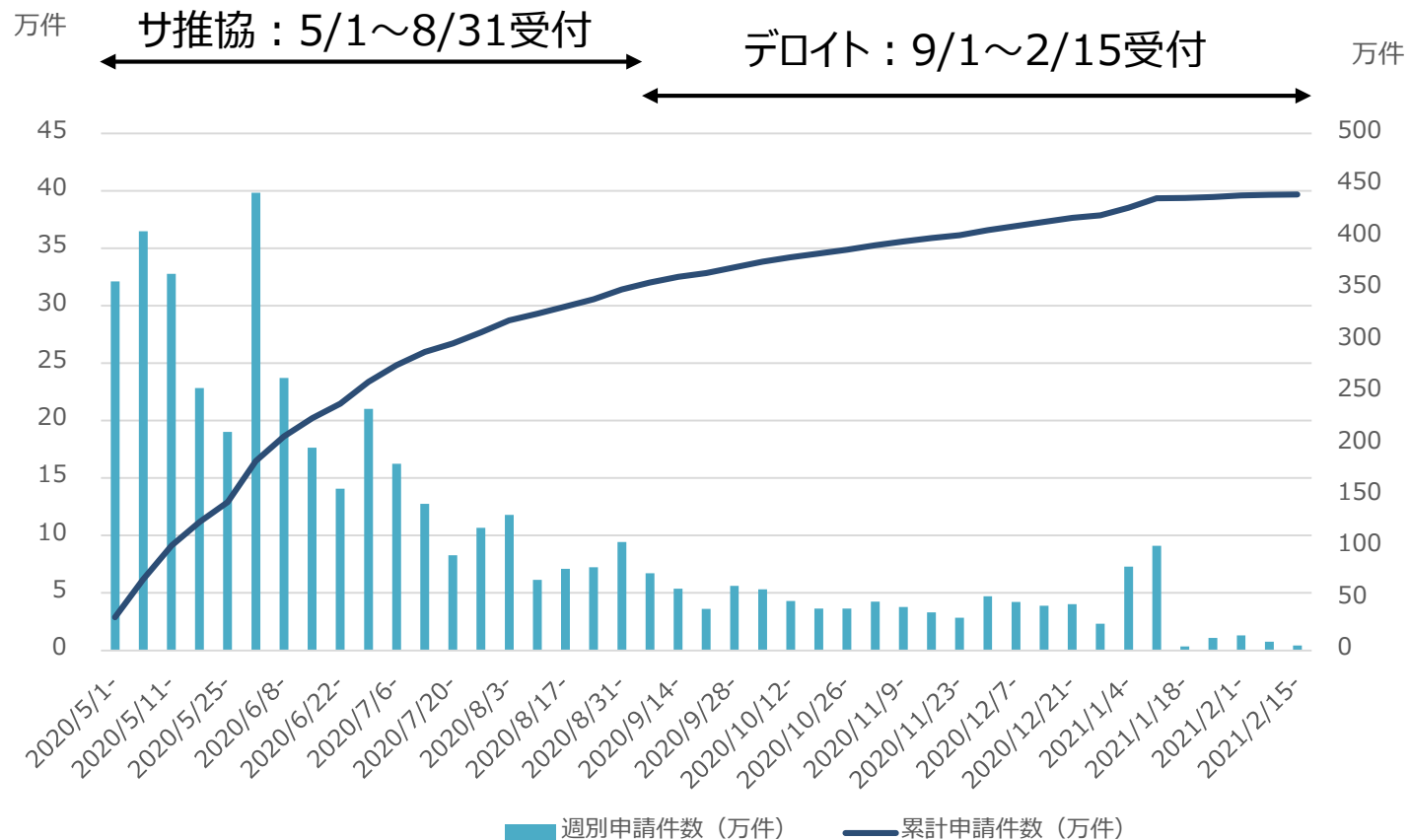
事務事業の執行実績

委託先	サービスデザイン推進協議会	デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザー
申請受付期間	令和2年5月1日～8月31日	令和2年9月1日～令和3年2月15日
給付件数	336万件	88万件
給付総額	4.4兆円	1.1兆円
契約金額	769億円	428億円
支払金額	669億円	306億円

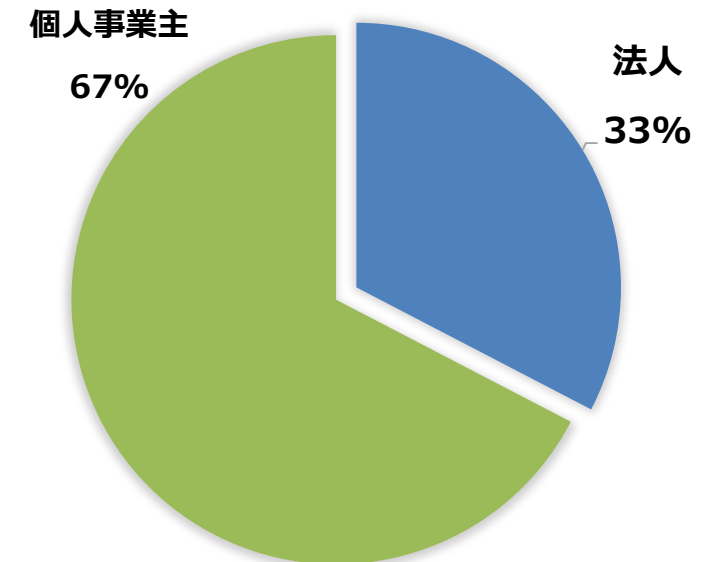
(参考) 申請件数・倒産件数の推移

- 申請受付を開始した令和2年5月から6月にかけて、申請が集中。申請件数ベースでは、個人事業主の申請が67%と多数を占めた。
- 倒産件数は、令和元年8,383件、令和2年7,773件、令和3年6,030件、令和4年6,428件で推移。

申請件数の推移



個人・法人の割合 (申請件数ベース)

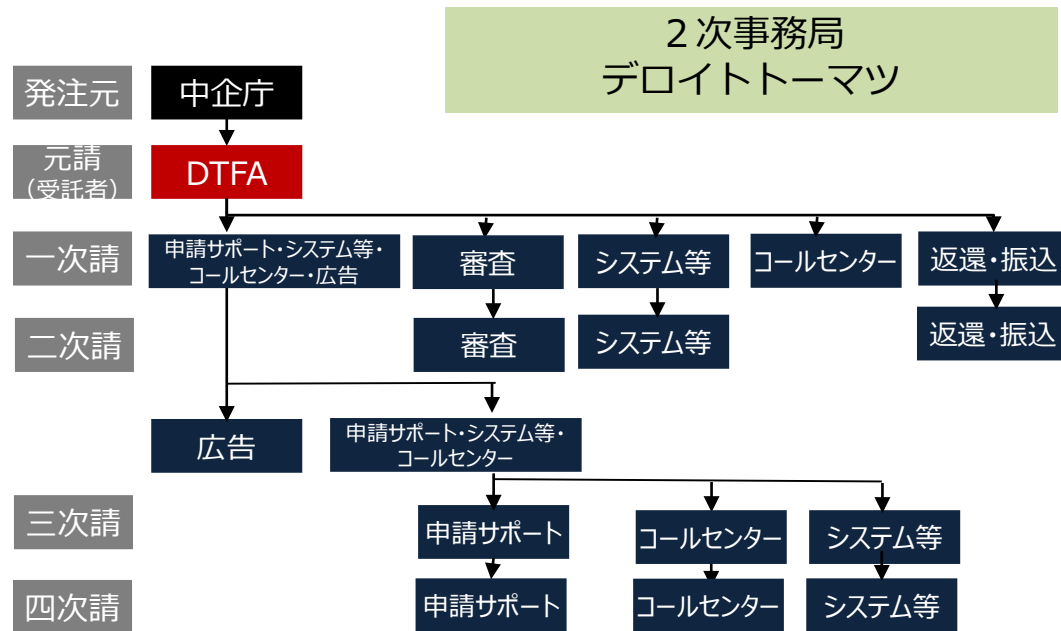
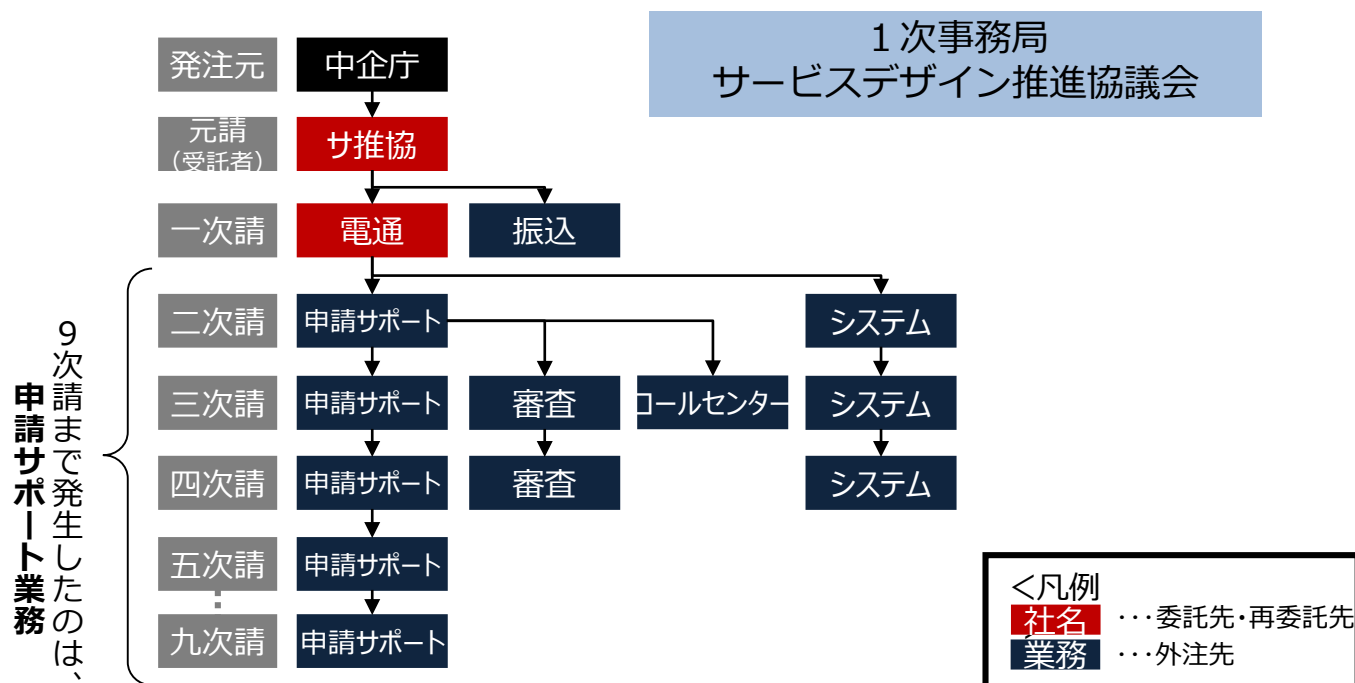


※給付件数ベースでは、個人事業主66%、法人34%

2. 給付金事業の実施体制

- 費用面において市場実態からの著しい乖離がないことなどを確認し、**所要費用を精査した上で委託金額の確定を実施。**

履行体制図



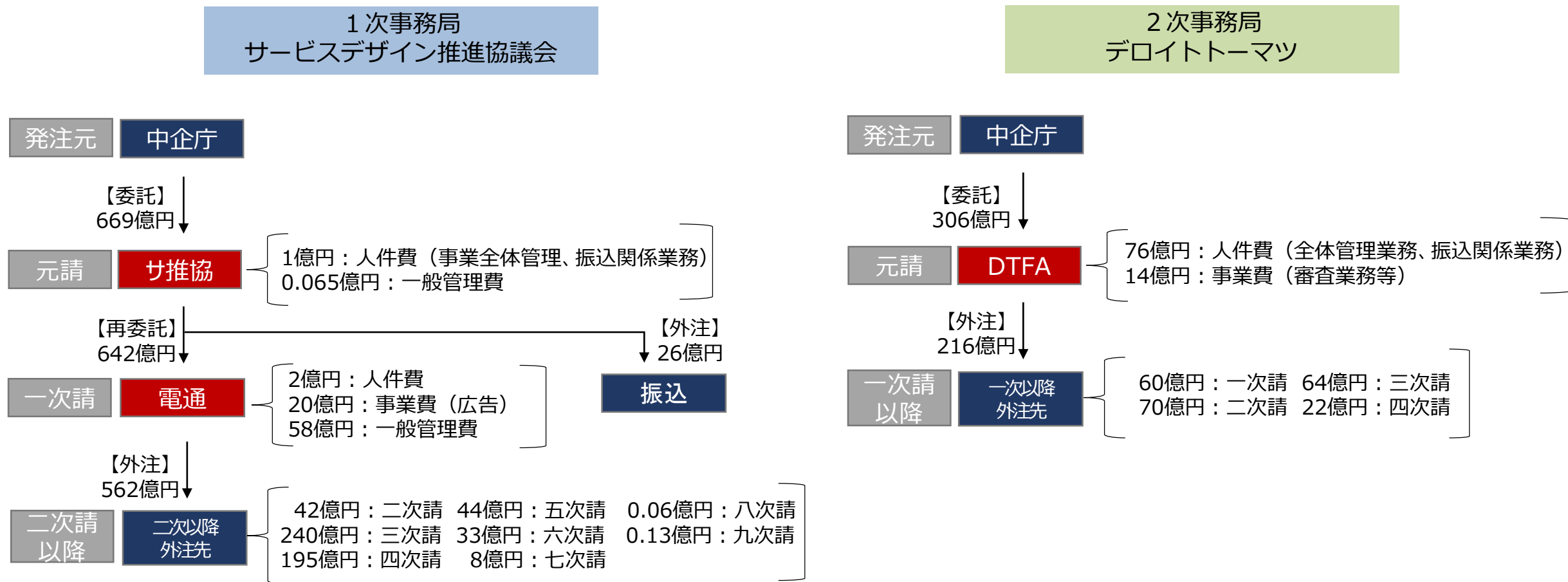
申請サポート業務の比較

申請サポート経費	287.3億円（人件費220.6億円、会場費18.5億円、その他48.3億円（OA機器費等））
サポート会場設置数	全国でのべ 561会場
キャラバン隊(出張サポート)	326拠点 運営
申請サポート数	28万社

申請サポート経費	77.3億円（人件費67.8億円、会場費3.1億円、その他6.4億円（会場構築費等））
サポート会場設置数	全国でのべ 59会場
キャラバン隊(出張サポート)	162拠点 運営
申請サポート数	5万社

(参考) 資金の流れ

- 持続化給付金事業を実施した当時は、外注費に対して一般管理費を計上することを認めていた。(再委託費に対しては認めない。)
- 「調達等の在り方に関する検討会」(最終とりまとめ：令和3年1月)を受けて、一般管理費の適正の確保のため、各事業者(委託先、再委託先、外注先)は、それぞれ自ら実施する事業の一般管理費を計上する省内ルールに変更。



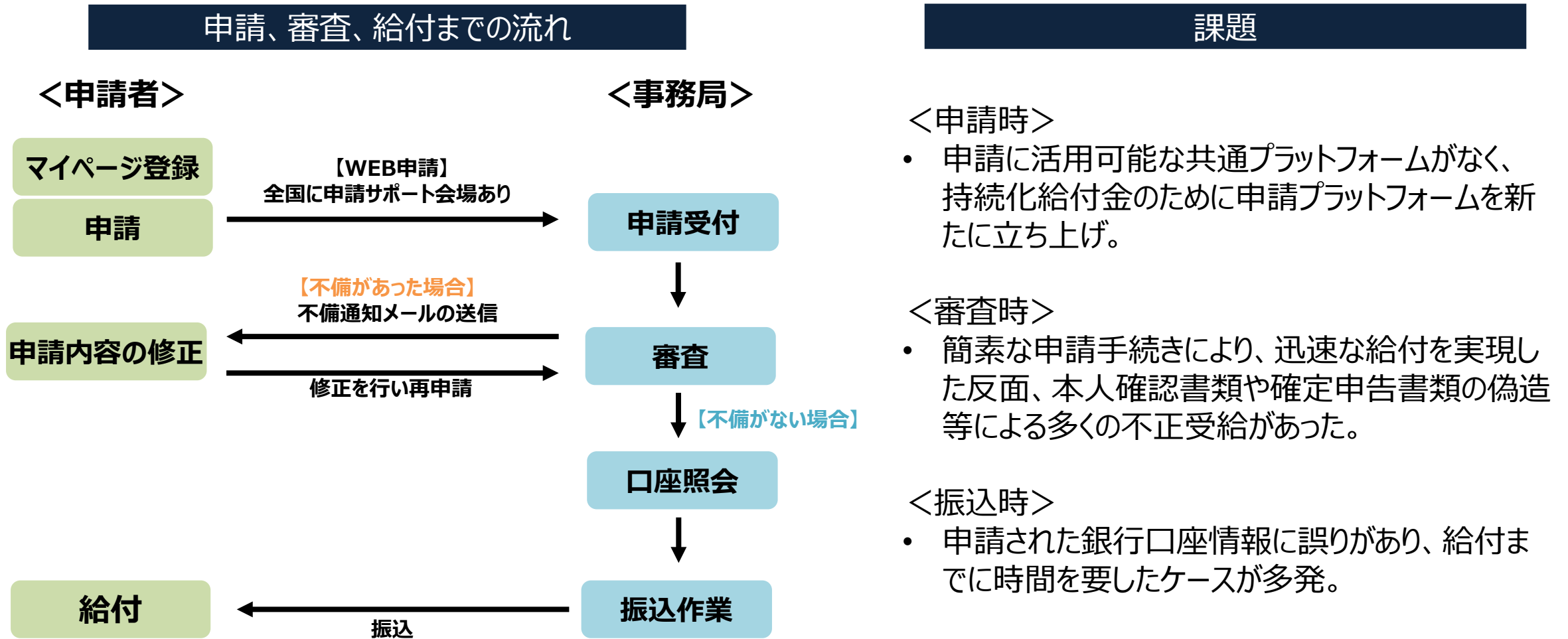
2. 給付金事業の実施体制

- 給付金事業の実施体制に関する指摘を受けて、「**調達等の在り方に関する検討会**」を実施。多数の事業者に国費を支出する大規模事業で、事業を緊急に実施する必要があるものについて、省内の**調達ルールを厳格化**。

	1次事務局 サービスデザイン推進協議会	2次事務局 デロイトトーマツ	その後の対応 (調達等の在り方に関する検討会)
事前接触時の 公平性	<ul style="list-style-type: none"> 3者以外には、事業の概要等の情報を広く公表していなかった。 サ推協を含む3者と事前接触を行い、事前接触記録票を作成・保存。(詳細な記録なし) 	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度2次補正予算の事務局経費について、サ推協ありきではなく、透明性・公平性等を確保するため、仕様等を公表した上で、入札可能性調査を実施。 12者との事前接触を行い、事前接触記録票を作成・保存。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. HPで仕様書案の公表や意見募集を行い、公平な競争のために広く民間事業者等へ情報共有を行う。 2. 複数職員による接触、事業者との接触時間に係る実質的な公平性の確保、接触記録の作成・保存を義務化。
多重再委託構造 再委託比率の高さ	<ul style="list-style-type: none"> 申請サポートセンター業務において、最大9次請まで再委託。 技術審査において、再委託・外注することも含めて審査。 提案書には再委託費率に関する記述がなく、どの程度の業務量を再委託・外注することを想定して技術提案したかが明確になっていなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 最大4次請まで再委託。 技術審査において、再委託・外注することも含めて審査。 提案書には再委託費率に関する記述がなく、どの程度の業務量を再委託・外注することを想定して技術提案したかが明確になっていなかった。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 提案時に、「事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理の再委託」を行っていないかを確認。 2. 再委託費率が50%を超える場合は、理由書を通じて受託者の事業実施に関するガバナンスを確認。 3. 外部有識者により、事後的に再委託、外注の適切性を評価する体制を構築。 4. 国が再委託等の費用の内訳やその証憑を直接確認できるよう契約に規定。

3. デジタル化への対応

- 審査・振込にあたっては、OCR（Optical Character Recognition/光学的文字認識）、RPA（Robotic Process Automation/ロボティック・プロセス・オートメーション）等の技術の活用し、効率的に実施。



※現在の中小企業庁の補助金申請について、GビズID・Jグランツ等を活用し、完全電子化を実現